

## 議案第3号資料

### ◆上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について

#### 要 旨

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長の身分が特別職と一般職を併せ有するものから、特別職のみに一本化されたことにより、地方公務員法に規定される服務等の適用を除外され、新たに第11条第5項に職務専念義務が規定されたことに伴い、職務専念義務の免除について定める。

- 特別職・・・地方公務員法第3条第3項各号に列記されたもの
- 一般職・・・特別職に属する職以外の全て

#### 参考 地方公務員法

第3条 3 特別職は、次に掲げる職とする。

- (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- (1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- (6) 特定地方独立行政法人の役員

#### 参考 改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第11条

- 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。